資料１

令和３年８月３０日

催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

「催物（イベント等）開催に係る留意事項」について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いの期限を改めるもの。

現　在		改正後
（当面８月末まで）	⇒	（当面１０月末まで）

※以下の資料について、内容の変更なし

（前回、資料３及び別紙として送付済のため省略）

「催物（イベント等）開催に係る留意事項（第２版）」

別紙１：感染防止策チェックリスト

別紙２：必要な実積疎明資料の判定

別紙３：催物結果報告フォーム

別紙４：事前相談窓口（香川県）

（参考）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 通知

●「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」（令和３年８月２７日付け事務連絡）参考通知

ほか